

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第86号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 部局等、 <u>局</u> 、課等の設置（第5条・第6条） 第2節及び第3節 略 第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第5節 略 第6節 福祉保健部の所管に属する機関 第1款～第5款 略 第6款 <u>障害者支援施設</u> （第59条・第60条） 第7款～第19款 略 第7節～第14節 略 第5章 略 附則 （機関の分類） 第2条 略 2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる <u>局</u> （局に相当するものを含む。以下同じ。）及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。 3及び4 略 第1節 部局等、 <u>局</u> 、課等の設置	目次 第1章 略 第2章 本庁 第1節 部局等、 <u>局等</u> 、課等の設置（第5条・第6条） 第2節及び第3節 略 第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第5節 略 第6節 福祉保健部の所管に属する機関 第1款～第5款 略 第6款 <u>知的障害者更生施設</u> （第59条・第60条） 第7款～第19款 略 第7節～第14節 略 第5章 略 附則 （機関の分類） 第2条 略 2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる <u>局等</u> 及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。 3及び4 略 第1節 部局等、 <u>局等</u> 、課等の設置

(部局等及び局の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

略

(局及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)～(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、障害者支援施設及び障害者体育センターに関すること。

子ども発達支援室～健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2～4 略

5 局及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。

6 部局等、局及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長(次長に相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐(課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)を置くことができる。

7～11 略

第6款 障害者支援施設

(名称及び位置)

第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設置された障害者支援施設の名称及び位置は、次のとおりである。

(部局等及び局等の名称等)

第5条 略

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局等を置く。

略

(局等及び課並びに内部組織の設置)

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局等及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局等及び課	内部組織
略		

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障害福祉課

(1)～(5) 略

(6) 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設及び障害者体育センターに関すること。

子ども発達支援室～健康政策課 略

(職制及び職務)

第16条 略

2～4 略

5 局等及び課に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局等及び課の事務をつかさどる。

6 部局等、局等及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長(次長に相当するものを含む。以下同じ。)を、課に課長補佐(課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。)を置くことができる。

7～11 略

第6款 知的障害者更生施設

(名称及び位置)

第59条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号。以下「社会福祉施設設置条例」という。)第2条の規定により設置された知的障害者更生施設の名称及び位置は、次のとおりである。

<p style="text-align: center;">略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第60条 <u>障害者支援施設は、障害者につき、当該施設において必要な日常生活上の支援を行うとともに、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練又は支援並びに就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事務を所掌する。</u></p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第60条 <u>知的障害者更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う事務を所掌する。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「局等」を「局」に改める部分に限る。)、第2条第2項、第2章第1節の節名、第5条の見出し及び同条第2項、第6条(見出しを含む。)並びに第16条第5項及び第6項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる<u>局</u>及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2)~(5) 略</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等及び同条例第14条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条の規定により置かれる<u>局等</u>及び課の長、次長、理事監並びに参事監</p> <p>(2)~(5) 略</p>